

最新の実地指導情報と対策

～訪問介護の運営基準の解釈整理～

株式会社 シャカリハ

Social Re-Habilitation Design.inc (S.R.H.D.)

代表取締役 三浦 浩史

syakariha@gmail.com

事業者指導

➡ 集団指導

事業運営基準を遵守するように集団で指導

➡ 実地指導

事業運営基準を遵守しているかどうかの確認

大阪府HP「自主点検表様式」を参照

➡ 介護給付適正化計画

要介護認定の適正化

ケアマネジメント等の適切化（※ケアプランの点検 ※住宅改修等の点検）

サービス提供体制又は介護報酬請求の適正化

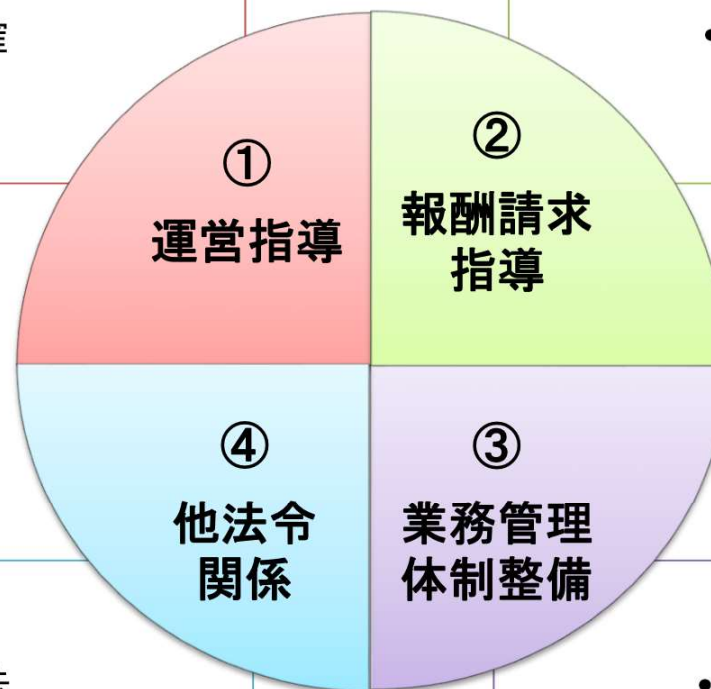
（※「医療情報との突合」・「縦覧点検」 ※介護給付費通知）

大阪市 福祉局

2. 令和元年度の指導方針

- 基準省令の遵守
- 身体拘束の禁止の取り組みの推進
- サービスの質の確保、向上 等

- 報酬基準に基づく体制の確保
- 過誤調整 等



- 高齢者虐待防止法
- 社会福祉士及び介護福祉士法 等

- 業務管理体制整備確認検査(一般検査)の実施 等



令和元年10月までにするチェックリスト 訪問介護事業所編

☐ 処遇改善加算・特定処遇改善加算など訪問介護費
の変更同意書作成と同意

利用者及び家族へ説明・同意

利用者負担額改定表を紙で配付する等を行った上で、利用者又はその家族へ説明し、理解を得る。その場合、利用者負担額の改定に同意した旨の署名・捺印は必ずしも要しないが、各介護事業所は以上の説明を行った日時・方法・対象者を明確に記録し残しておくこと。

介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針

- 1 実地指導は、「標準確認項目」及び「標準確認文書」に基づき、実施
- 2 実地指導の所要時間の短縮
所要時間をできる限り短縮するとともに、1日で複数の事業所の実地指導を行うなど
- 3 実地指導の頻度
- 4 同一所在地等の実地指導の同時実施
- 5 関連する法律に基づく指導・監査の同時実施
- 6 運用の標準化
- 7 実地指導における文書の効率的活用
- 8 留意事項

一緒に確認していきましょう！

- I 人員に関する基準
- II 運営に関する基準
- III 介護給付費関係



I 人員に関する基準

人員基準の確認

- ☐ 常勤勤務時間は、何時間ですか？
- ☐ 管理者は、管理業務をできていますか？
＊ヘルパー不足のため、ほとんどヘルパー活動していませんか？
- ☐ 職員の雇用契約書は更新できていますか？
- ☐ 職員の勤務表とヘルパー活動は合っていますか？
- ☐ 労働基準法等、労働法規を守れていますか？

＜参考＞都道府県や市町村は、労働基準法等、労働法規に違反して罰金刑を受けた介護サービス事業者の指定を取り消すことができます。

- ☐ サービス提供体制加算：人員配置の確認を毎月行っているか？

サービス提供責任者の業務

- ① 訪問介護計画書の作成
- ② 指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整
- ③ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握
- ④ 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに利用者の状況についての情報を伝達
- ⑤ 訪問介護員等の業務の実施状況を把握
- ⑥ 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施
- ⑦ 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施
- ⑧ その他サービス内容の管理について必要な業務を実施

サービス提供責任者及び訪問介護員の資格管理

- ☐ サービス提供責任者の資格は、何ですか？
- ☐ 訪問介護員の資格は、何ですか？

障がい福祉サービスを提供している場合

- ☐ 重度訪問介護のサービス提供者の資格は、何ですか？
- ☐ 同行援護の場合、サービス提供責任者は
同行援護研修（①一般②応用）修了者ですか？
- ☐ 訪問介護員は①一般研修か、視覚障がい者研修修了者ですか？

喀痰吸引を実施する事業所の場合

- ①研修修了証（1号・2号・3号）の内容を確認していますか？
- ②実地研修が修了できているか？（新しい介護福祉士の方等）

障がい事業のサービス提供責任者の資格要件

サービス種類	資格要件 介護福祉士（介護職員実務者研修修了者も含む）	養成研修修了者（各研修に相当する研修を含む）						その他
		居宅介護従業者養成研修課程（1級）（注5）	居宅介護従業者養成研修課程（2級）（注5）	訪問介護員（1級）（注6）	訪問介護員（2級）（注6）	介護職員基礎研修（注6）	行動援護従業者養成研修	
居宅介護	○	○	注1	○	注1	○		
重度訪問介護	○	○	注1	○	注1	○		
同行援護（注2）	○	○	注1	○	注1	○		注3
行動援護（注4）	○	○	注1	○	注1	○	○	

注1 実務経験3年以上

注2 上記表の「同行援護」の資格要件のいずれかの要件に該当するものであって、同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）を修了した者

障がい事業のヘルパーの資格要件

サービス種類		介護福祉士（介護職員実務者研修修了者も含む）	養成研修修了者（各研修に相当する研修を含む）							同行援護従業者養成研修（一般課程）
			居宅介護従業者養成研修1・2級（注7）	居宅介護従業者養成研修（3級）（注8）	訪問介護員（1・2級）（注9）	訪問介護員（3級）（注9）	介護職員基礎研修（注9）	行動援護従業者養成研修	重度訪問介護従業者養成研修	
居宅介護	身体介護	○	○	注1	○	注1	○		注3	
	家事援助	○	○	注2	○	注2	○		注2	
	乗降介助	○	○	注2	○	注2	○		注2	
重度訪問介護		○	○	○	○	○	○		○	
同行援護		注5	注5	注5	注5	注5	注5			注4
行動援護（注6）		○	○		○		○	○		

注4 同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了した者 ※同行援護従業者養成研修（一般課程）に相当する研修

注5 居宅介護の従業者要件を満たす者であり、かつ1年以上の視覚障害に関する実務経験を有する者

特定事業所加算の管理

	算定要件	加算率
特定事業所加算Ⅰ	体制+人材(イ及びロ)+重度対応(イ)	所定単位数の20/100加算
特定事業所加算Ⅱ	体制+人材(イ又はロ)	所定単位数の10/100加算
特定事業所加算Ⅲ	体制+重度対応(イ)	所定単位数の10/100加算
特定事業所加算Ⅳ[新規]	体制+人材(新ハ)+重度対応(新ロ)	所定単位数の〇/100加算

別紙「訪問介護における特定事業所加算の算定要件について」で確認

- ①体制要件
- ②人材要件
- ③重度対応要件